

# 東京 2020 大会を契機とした東北へのインバウンド誘客促進事業 プロポーザル実施要領

## 第 1 募集事項

### 1 委託業務名

東京 2020 大会を契機とした東北へのインバウンド誘客促進事業

### 2 事業目的

東北地域においては、東北の観光復興に向け、2020 年に外国人宿泊者数 150 万人泊とする目標の中、宿泊旅行統計調査（観光庁）によると 2018 年は過去最多の 121 万人泊（速報値）に達したが、本目標の達成を確実なものとするため、官民、観光関係者、地域住民等が一体となり、広域的に東北地域の観光振興に取り組んで行く必要がある。

翌年に迫った東京 2020 大会では、競技に対する注目以外にホストタウンに対する対象国の認知度の向上や、チケットホルダーによる周辺地域へのショートトリップなど、東北地域にとってインバウンドの拡大を図る重要な機会となる。また、混雑が予想される東京から新幹線で約 1 時間半に位置する仙台市はチケットホルダーにとって宿泊先候補となりえる。

本事業では、これらの東京 2020 大会による機会を活かした取り組みを実施し、認知度向上及び誘客促進の強化を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

### 4 業務内容

別紙 1 「東京 2020 大会を契機とした東北へのインバウンド誘客促進事業仕様書」のとおり

## 第 2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。

なお、本委託業務は旅行業者に限定するものではないが、ツアー実施に係る業務については、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく第 1 種又は第 2 種の旅行業登録がなされている者が行うこととして企画提案を行うこと。

- (3) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと）。

### 第3 スケジュール

|                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 企画提案募集開始                | 令和元年 10 月 25 日 (金) |
| (2) 企画提案に関する説明会             | 令和元年 10 月 29 日 (火) |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問受付期限      | 令和元年 10 月 31 日 (木) |
| (4) 企画提案書作成等に関する質問への回答 (予定) | 令和元年 11 月 1 日 (金)  |
| (5) 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限    | 令和元年 11 月 8 日 (金)  |
| (6) 企画提案書の審査 (プレゼンテーションの実施) | 令和元年 11 月 13 日 (水) |
| (7) 企画提案書の選考結果の通知 (予定)      | 令和元年 11 月 14 日 (木) |
| (8) 契約締結及び業務開始              | 令和元年 11 月中旬        |

### 第4 応募手続

#### 1 説明会の開催

本業務に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時

令和元年 10 月 29 日 (火) 午前 10 時から

※ 説明会参加にあたっては、令和元年 10 月 29 日 (火) 午前 10 時までに「参加申込書」(様式第 1 号) を電子メールまたは持参で提出すること。

(2) 場 所

仙台市役所本庁舎 4 階文化観光局第一会議室 (仙台市青葉区国分町 3-7-1)

(3) その他

説明会への出席の有無は応募資格に影響しない。

#### 2 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和元年 10 月 31 日 (木) 午後 3 時まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票 (様式第 2 号) に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「東京 2020 大会を契機とした東北へのインバウンド誘客促進事業への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「5 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和元年 11 月 1 日 (金) に質問者全員に電子メールで回答する。

#### 3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書 (様式第 3 号)

- ② 企画提案書 10部  
任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可  
※ 見積書含む
  - ③ 類似業務受注実績（様式第4号）10部  
・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。  
・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
  - ④ 会社概要 10部
  - ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 1部  
※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。
  - ⑥ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部  
※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください
- (2) 企画提案書の構成は別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- (3) 提出期限  
令和元年11月8日（金）午後3時まで（必着）
- (4) 提出方法  
郵送（書留郵便）または持参。

#### 4 提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

#### 5 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階  
仙台市文化観光局東北連携推進室 藤田、金田  
電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

### 第5 業務委託候補者の選考

#### 1 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日  
令和元年11月13日（水）午後1時30分から（予定）
- (2) 実施会場  
仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）
- (3) 実施方法
  - ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
  - ② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、仙台市が指示し

た時刻から順次、個別に行うものとする。

- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

## 2 審査決定方法

仙台市が設置する審査委員会（非公開）においてプレゼンテーションをふまえ、提案書の内容について「3 評価基準及び配点」の視点から総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定し業務委託候補者とする。

## 3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点 10 点）

- ① 事業の理解度
- ② 業務遂行能力

(2) ホストタウンを活かした誘客促進事業（配点 40 点）

- ① ホストタウン×対象市場による現地旅行会社招請の内容及び想定数
- ② 旅行商品の造成販売の方針及び考え方
- ③ 海外のオリンピック委員会公認の公式チケット販売事業者（ATR）との連携の手法及び考え方
- ④ インフルエンサー・メディアによる情報発信の手法及び想定数

(3) 東京 2020 大会チケットホルダーを対象とした誘客促進事業（配点 20 点）

- ① 訪東北ショートトリップの考え方及び想定数
- ② 仙台宿泊促進の手法及び考え方

(4) 目標とする指標（配点 10 点）

- ① アウトプット及びアウトカムの達成見込み数

(5) 独自提案（配点 10 点）

- ① その他東京 2020 大会を契機とした東北へのインバウンド誘客促進事業に係る独自提案

(6) 業務の実施体制（配点 10 点）

- ① 実施体制及び過去の実績
- ② 事業費の妥当性

## 4 受託候補者の決定通知

- (1) 選定結果についてすべての提出者に対して書面にて通知する（令和元年 11 月 14 日（木）を予定）
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

## 第 6 提案上限額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

## 第7 その他

### 1 委託契約の締結

第5により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。